

# 令和3年塩尻市議会 12月定例会

## 社会文教常任委員会会議録

○日 時 令和3年12月15日(水) 午前11時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議会第1号 塩尻市手話言語条例

### ○出席委員

委員長	小澤 彰一 君	副委員長	樋口 千代子 君
委員	平間 正治 君	委員	西條 富雄 君
委員	金子 勝寿 君	委員	山口 恵子 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	永田 公由 君
議長	牧野 直樹 君		

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

---

### ○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君		

---

午前10時58分 開会

○委員長 それでは、連合審査会に引き続き、社会文教常任委員会を開会いたします。

ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いします。また、発言は必ずマイクを通していただくことと、手話通訳、要約筆記がありますので、ゆっくり、はっきり発言いただきますようお願いいたします。

---

### 議会第1号 塩尻市手話言語条例

○委員長 それでは、議会第1号塩尻市手話言語条例を議題といたします。質疑及び自由討論については、先ほどの連合審査会で行いました。

ただいまから議案に対する討論を行います。ありませんか。

○西條富雄委員 それでは、私からは賛成の立場で討論させていただきます。今まで、聴覚障がい者の皆さん、手話通訳者の皆さんとは、議会の傍聴、議会報告会などで接する機会も多く、貴重な御意見をいただくなど市政発展のための多大なる御協力をいただき感謝しているところです。塩尻市議会では、議会基本条例第2条の「使命」において、市民の多様な声を市政に反映する市民の代表機関であると規定しています。この塩尻市手話言語条例の制定に当たり、議員間で手話を学ぶほど、本市議会では本当に市民の多様な声を聴く努力をしてきたのかどうか、ろう者の皆さんの意見を聴くことができているのかどうか疑問に思うようになり、まだまだ我々の知らない想像を超える困難を抱えておられるのだと感じました。法律が制定されることも望ましいわけですが、審議入りのめどが立っていない状況において、条例制定を要請された塩尻市議会として、その思いを重く受け止め、多くの意見交換を通じてつくり上げた条例案は可決すべきであり、この条例が制定されることにより、条例の目的である手話に対する理解の促進及び手話の普及につながり、手話を使う人々のアイデンティティを大切にすることになるものと考えます。そして、この条例の制定が、議会基本条例で市議会の使命である市民の多様な声を市政に反映することになるものと考え、賛成討論とします。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 私も賛成の立場で討論に参加したいと思います。関わっていただいた議員の皆さん、大変苦勞されて、何回も議論を重ねて作っていただきました。この第1条の目的にもありますように、ろう者をはじめ全ての市民が社会的障壁によって分け隔てられることなく、かつ、手話を必要とする者がいつでもどこでも手話を使って共生することができる社会、ということでありまして、今、共生社会ということが叫ばれている中でありますので、ぜひ条例を制定していただき、市は具体的施策を、先ほどの第7条の中にありますように、関係者の皆さんの御意見を聴きながら進めていただきたいと思うわけであります。そういう立場から賛成討論としたいと思います。

○永田公由委員 私も賛成の立場から、討論に加わらせていただきたいと思います。議員提案という形で、この条例が提案され、制定に向けて動いているわけであります。この中では、市民に対して何かをしなさいということやうたっておりますが、振り返って見たときに、では私たち議員は何ができるのだろうかということや考えたときに、手話を習得するには6年以上かかる。簡単に一朝一夕に手話を習得することはできません。市民の皆さんも同じだと思います。そうしたときに、私たちができることは、この社会的障壁、先ほど具体的な説明をいただきましたけれども、それを取り除く活動というのは今日からでもできます。そして、地域に帰って、また、後援会等支援者の皆さん、市民の皆さんに対して、この社会的障壁というのは健常者には何でもないことだけれども、ろう者にとっては大変な障壁となっているということを伝えることもできると思います。こうした議員提案という形で出された条例に命を吹き込み、生きたものにするために、私たちは今日から行動をしていかなければならないと思います。そうしたことを申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○委員長 賛成討論が続きましたが、反対の御意見はありますか。ほかに発言を用意されている方はいらっしゃいますか。

○平間正治委員 賛成の立場での話になりますけれども、議員提案として、手話はまさに言語であるという条例が多分できるであろうということについては、大変意義のあることだと理解しています。ただ、先ほどの議論の

中でもありましたけれども、ここでやっとスタートラインに立つということなので、これを今後どうやって着実に確実に推進していくかということが一番課題になるということです。これを第5条ですとか第6条、ここには市民の役割、事業者の役割ということがあります。先ほども少し話が出ましたが、議会の役割という部分が少し欠けるというか、项目的に出ていないのですが、それは先ほど山口委員から説明があったように、第7条の中で関わっていくということのようですが、そこら辺を議会が提案して、そのときに市民の役割、行政の役割と言っているのですが、議会が何をやっていくかということをしちんと示していくことも非常に大事なことだと思うわけです。そしてまた、まだこれからの話でしようけれども、市側にとっても、これを着実に推進していくにはどこの部署に担当してもらおうのかということが必要になってくると思いますので、しっかりとした推進体制が取れるように、今後やっていくことが最も重要なことではないかということをお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにありませんか。

ないので、採決を行います。議会第1号については、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議会第1号塩尻市手話言語条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査を終了します。なお、当委員会の審査結果、報告及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上をもちまして、本日の社会文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時07分 閉会

令和3年12月15日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 小澤 彰一 印